明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（国土交通五六）　一

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八三七）　二
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同八三八）　五
○肥料の登録が失効した件（同八三九）　六
○肥料を登録した件（同八四〇）　六
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁一七）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一六七）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒　賞〕　九

〔皇室事項〕　九

〔公　告〕　九

諸事項
官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　三〇

省令

○国土交通省令第五十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十四条第一項の規定に基づき、車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月六日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

（車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（車両の指定） **第七条**　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第八条第一項に規定する協力活動の実施のための要請に基づき使用される公用車両（同協定第一条(e)に規定する公用車両であつて、オーストラリアの軍隊に係るものをいう。） 九～十六　（略） 2　（略）	（車両の指定） **第七条**　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。 一～七　（略） （新設） 八～十五　（略） 2　（略）

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第二条　車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
（車両の指定） **第七条**　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。 一～八　（略）	（車両の指定） **第七条**　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。 一～八　（略）